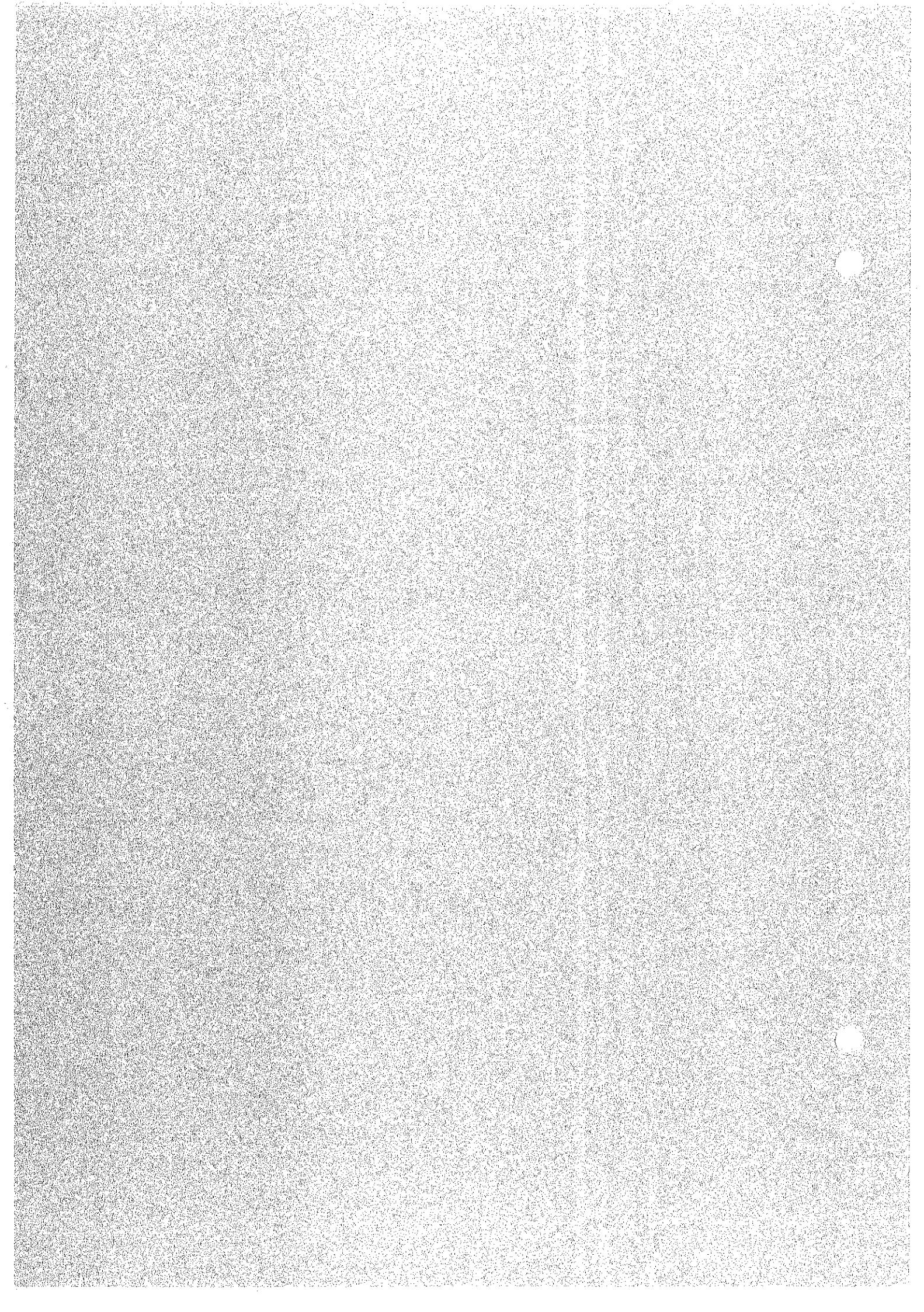


→第5編→→

# 給 与





## 第1章 報酬・給料等

### ○北上地区広域行政組合特別職の職員の 給与条例

(昭和63年4月1日)  
(条例 第18号)

改正 平成3年4月1日条例第3号

(題名改称)

平成19年3月30日条例第1号

平成8年2月23日条例第1号

平成20年10月31日条例第2号

北上花巻衛生処理組合特別職の職員の給与に関する条例（昭和53年条例第1号）  
の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定により、管理者、副管理者、監査委員その他地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第3条第3項第2号に定める職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19条例1・平20条例2・一部改正)

(給与の種類及び額)

**第2条** 特別職の職員の受ける給与は、報酬とする。

2 報酬の額は、地公法第3条第3項第2号に定める職員を除き、別表のとおりとする。

A  
〔北上広域一六〕  
3 地公法第3条第3項第2号に定める職員の報酬の額は、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）別表第1に掲げる地公法第3条第3項第2号該当の委員の報酬額を準用する。

(平3条例3・一部改正)

(給与の支給方法)

**第3条** 年額の報酬を受ける特別職の職員（以下この項において「職員」という。）の報酬は、毎会計年度につき支給するものとして、会計年度の途中において職員となり、又は職員でなくなつた場合の報酬は、職員となつた月（職員でな

## 第5編 紿与（北上地区広域行政組合特別職の職員の給与条例）

くなつた月に再び同一の職員となつた場合にあつては、当該月の翌月）から、又は職員でなくなつた月まで、それぞれ月割によつて計算する。この場合において1月未満の端数は、1月として計算する。

- 2 前項の報酬は、10月及び2月に等分してこれを支給する。
- 3 日額の報酬は、出務の都度支給する。

（補則）

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成3年条例第3号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成8年条例第1号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）（平8条例1・全改、平19条例1・平20条例2・一部改正）

職 名	報 酬 の 額
管 理 者	年額 53,000 円
副 管 理 者	年額 44,000
監 査 委 員	日額 7,000

A  
〔北上広域一六  
一一〇二〕

## ○北上地区広域行政組合一般職の職員の 給与条例

（昭和63年4月1日）  
（条例 第19号）

改正 平成3年4月1日条例第4号  
(題名改称)

北上花巻衛生処理組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和53年条例第2号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定  
により、別に定めるものを除き、一般職の職員の給与に関し必要な事項を定める  
ものとする。

（給与）

第2条 職員の給与及びその支給方法については、北上市一般職の職員の給与条例  
(平成3年北上市条例第35号)の規定を準用する。

（平3条例4・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第4号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

〔北上広域三〕  
一一〇三（一  
一一二）



## ○北上地区広域行政組合職員の給与の支給に関する規則

（平成2年4月27日）  
（規則第3号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるものを除き、一般職の職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### （給料の支給等）

第2条 職員の給与の支給等に関しては、北上市一般職の職員の例による。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○北上地区広域行政組合職員の初任給、  
昇格、昇給等の基準規則

（昭和63年4月1日  
規則第13号）

改正 平成元年7月28日規則第6号

平成3年4月1日規則第7号  
(題名改称)

平成9年4月1日規則第4号

平成13年3月9日規則第4号

平成14年3月15日規則第1号

平成18年3月31日規則第1号

北上花巻衛生処理組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例（昭和63年条例第19号）第2条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（平3規則7・一部改正）

（級別職務分類）

第2条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、各級ごとの職務の分類は、級別職務分類表（別表）に定めるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等）

第3条 この規則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等に関しては、北上市職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成3年北上市規則第33号）の規定を準用する。

（平3規則7・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第6号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成3年規則第7号）

D  
〔北上広域  
一四〕  
一一二四

## 第5編 給与（北上地区広域行政組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準規則）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則（平成9年規則第4号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

### 附 則（平成13年規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則（平成14年規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

### 附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）（平13規則4・全改、平14規則1・平18規則1・一部改正）

級	職務区分
1	定型的な業務を行う職務
2	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4	(1) 係長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
5	(1) 事務局次長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
6	(1) 事務局長の職務 (2) 職務の内容、責任の程度が前号と同等と認められる職務
7	参事の職務

備考 7級以下の級に区分されている職で、任命権者が特に認めるものについては、管理者の承認を得て上位の級に格付けすることができる。

## ○北上地区広域行政組合職員の特殊勤務 手当条例

(昭和63年4月1日)  
(条例第20号)

改正 平成3年4月1日条例第5号 平成13年3月1日条例第1号  
(題名改称)

北上花巻衛生処理組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和38年条例第9号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この条例は、北上地区広域行政組合職員の特殊勤務手当に関し必要な事項  
を定めるものとする。

（特殊勤務手当の額及び支給対象者）

**第2条** 特殊勤務手当の額は月額8,000円とし、北上地区広域行政組合衛生処理場  
に勤務する職員（総務担当事務局次長及び総務係の職員を除く。）に対して支給  
する。

（平3条例5・全改、平13条例1・一部改正）

（支給日）

**第3条** 特殊勤務手当は、翌月の給料支給日に支給する。

（平3条例5・旧第7条繰上、平13条例1・一部改正）

（補則）

**第4条** この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（平3条例5・旧第8条繰上）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第5号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

D 「北上広域  
一四」  
一一二六

## ○北上地区広域行政組合職員の特殊勤務 手当支給規則

(平成元年3月22日)  
(規則第2号)

改正 平成3年4月1日規則第8号  
(題名改称)

### (趣旨)

**第1条** この規則は、北上地区広域行政組合職員の特殊勤務手当条例（昭和63年条例第20号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(平3規則8・一部改正)

### (特殊勤務手当の支給)

**第2条** 特殊勤務手当の支給に関しては、北上市一般職の職員の例による。

#### 附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成3年規則第8号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。



## ○北上地区広域行政組合職員の管理職手当支給規則

（昭和63年4月1日  
規則第16号）

改正 平成3年4月1日規則第9号  
(題名改称)

平成9年4月1日規則第5号  
平成16年3月24日規則第1号

平成8年4月1日規則第1号

平成13年3月9日規則第5号  
平成19年3月30日規則第1号

北上花巻衛生処理組合管理職手当に関する規則（昭和54年規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例（昭和63年条例第19号）第2条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第24条第1項の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（平3規則9・一部改正）

（手当を支給する職及び額）

**第2条** 手当を支給する職員の職及び額は、別表のとおりとする。

（平19規則1・一部改正）

（補則）

**第3条** この規則に定めるもののほか手当の支給に関しては、北上市職員の管理職手当支給規則（平成3年北上市規則第42号）の規定を準用する。

（平3規則9・一部改正）

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第9号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第1号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第5号）

## 第5編 給与（北上地区広域行政組合職員の管理職手当支給規則）

---

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第1号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

D [北上広域一四]  
一一一  
〇三一

第5編 給与（北上地区広域行政組合職員の管理職手当支給規則）

別表（第2条関係）（平16規則1・全改、平19規則1・一部改正）

職	支 給 す る 額
参 事	53,800円
事 務 局 長	41,600円
主 幹	29,100円

D [北上広域二四] 一一一一

## ○北上地区広域行政組合組合技能職員等 の給与の基準規則

（昭和63年4月1日）  
(規則第14号)

改正 平成3年4月1日規則第10号  
(題名改称)

### （趣旨）

**第1条** この規則は、北上地区広域行政組合一般職の職員の給与条例（昭和63年条例第19号）第2条の規定により準用する北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）第33条の規定に基づき、単純な労務に雇用される職員（以下「技能職員等」という。）の給与の基準を定めるものとする。

（平3規則10・一部改正）

### （基準）

**第2条** 技能職員等の給与は、単純な労務に雇用される国家公務員及び技能職員等以外の職員の給与との均衡を考慮し、かつ、任命権者間における均衡に留意して定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第10号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合技能職員等の給  
与に関する規則

（昭和63年4月1日）  
(規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、技能職員等の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 技能職員等の給与に関しては、北上市の技能職員等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 第5編 紙与（北上地区広域行政組合職員の退職手当調整額に関する職員の区分の適用職員規則）

## ○北上地区広域行政組合職員の退職手当 調整額に関する職員の区分の適用職員 規則

(平成18年11月13日)  
(規則第2号)

(趣話)

**第1条** この規則は、市町村職員退職手当支給条例施行規則（平成元年岩手県市町村総合事務組合規則第12号）第27条の5の規定により、市町村職員退職手当支給条例（昭和34年岩手県市町村職員退職手当組合条例第4号）第6条の10第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）の適用職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職した者の属する職員の区分の適用)

**第2条** 職員としての在職期間における職員の区分ごとの適用職員については、北上市の例による。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

D [北上広域一四] 一一〇〇(一一〇〇)

## 第2章 旅 費

### ○北上地区広域行政組合職員等の旅費条例

(昭和63年4月1日)  
(条例第21号)

改正 平成元年7月28日条例第5号 平成3年4月1日条例第6号  
(題名改称)

平成3年11月1日条例第9号 平成4年2月20日条例第1号  
平成19年3月30日条例第1号 平成20年10月31日条例第2号

北上花巻衛生処理組合職員等の旅費に関する条例（昭和53年条例第6号）の全部を改正する。

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項及び第204条第3項の規定により、職員等に対して支給する旅費及び費用弁償（以下「旅費」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例2・一部改正)

(旅費の支給等)

**第2条** 職員等に支給する旅費については、北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号。以下「北上市特別職条例」という。）及び北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号。以下「北上市一般職条例」という。）の規定を準用する。この場合において、北上市特別職条例別表第2中「常勤の特別職の職員、選挙管理委員、監査委員並びに教育委員会及び農業委員会の委員」とあるのは「管理者、副管理者及び監査委員」と読み替えるものとする。

2 管内（北上地区広域行政組合の組織市町の区域内をいう。）における旅行において、在勤地（在勤公署が所在する市町をいう。）以外の旅行の日当の額は、北上市特別職条例別表第2及び北上市一般職条例別表第1中日当の県内欄を適用する。

(平元条例5・平3条例6・平3条例9・平4条例1・平19条例1・平20条例2・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年条例第5号）

この条例は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第6号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年条例第9号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年6月1日から適用する。

（旅費の内払い）

2 この条例による改正後の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定を適用する場合においては、改正前の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定に基づいて支給された旅費は、改正後の北上地区広域行政組合職員等の旅費条例の規定による旅費の内払いとみなす。

附 則（平成4年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

## ○北上地区広域行政組合職員等の旅費支 給規則

（昭和63年4月1日）  
(規則第17号)

改正 平成3年4月1日規則第11号  
(題名改称)

北上花巻衛生処理組合職員等の旅費の支給に関する規則（昭和53年規則第3号）  
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合職員等の旅費支給条例（昭和63年北上  
地区広域行政組合条例第21号）の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

（平3規則11・一部改正）

（旅費の支給）

第2条 旅費の支給に關しては、北上市一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年規則第11号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

\*〔北上広域四〕

一一〇三（一一五〇）

